

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

『部落差別の解消の推進に関する法律』と大阪

民主主義と人権を守る府民連合

委員長 谷口 正暁

1、「部落問題解決」についての二つの流れ

- 1) 2002年3月以降、私たちは行政施策の中に残された「乱脈同和」の傷跡をなくすために全力を挙げてきました。この14年間の取り組みは、大阪府や大阪市、その他の自治体にも影響を与え、「乱脈同和」の後片付けも進み、大阪における部落問題がほぼ解決された段階にまで到達しました。大阪で作り出した変化は全国の仲間にも注目され、全国のたたかいを励ましています。こうした変化を作り出した根元には「同和・部落はない」「私たちは普通に市民として暮らしている」という「あたりまえ」のことを行政にも市民にも粘り強く語りかけ、そのことへの理解が広がったことにあります。私たちの訴えは、誰にも理解してもらえる「あたりまえ」のことを言っているにすぎません。この「あたりまえ」をもっともっと府民に広げていきましょう。

(2017年6月11日 民権連第14回定期大会 冒頭挨拶から)

- 2) 部落差別解消推進法ができて、国として部落差別の定義ができたわけですので部落をなくすことや、部落出身者がいなくなることで部落差別がなくなるということではなくて、部落の人がですね、堂々と自分が部落の出身であると名乗っても差別されない社会をつくるためにこの法律がどんなふうに機能するのかというようなことが大事だとおもいます。(2017年4月27日 大阪市同和问题有識者会議議事録から)
- 3) 「部落解放運動」とは他の社会運動とは明確に異なって、一日も早く自己の存在証明がなくなるのを目指す運動だ。21世紀に入った現在、部落だとか部落民だとか、同和地区も現在では存在しない。若い世代は易々とそしてスイスイと垣根を乗り越えている。「部落問題」からの解放、「部落民」からの解放こそ、最後の悪あがきをしている部落差別を撃つ最良の武器だと考える。(2017年5月 雑誌「部落問題研究」から)

2、大阪の運動を振り返る

<1969年～1974年の6年間>

「矢田事件」を発端として同和行政をめぐる大混乱が巻き起こった時期であった。

解同・行政・警察権力が一体となった攻撃に対して必死の抵抗、忍耐の時期だった。

<1975年～1980年の6年間>

全解連結成（1976年5月）、本格的な自治体闘争を展開。国民融合論の提唱、公正・民主の大阪府民会議の結成、個人給付事業で「窓口一本化」を是正させるなど反撃の時期であった。

<1981年～1990年の10年間>

国民融合の運動を大きく前進させた時期。パンフ「あすはみえています」発行、うたごえ祭典で合唱組曲「世界でいちばん大きな花は」金賞受賞、部落問題全国研究集会（難波府立体育館）8000人の参加で成功。

<1991年～2001年の11年間>

部落差別を21世紀に持ち越させない、同和行政終結の運動が大きく前進。行政による「実態把握」の調査結果を独自に分析、部落問題解決の到達をリアルに解明。

<2002年～2016年の15年間>

全解連から民権連（民主主義と人権を守る府民連合）へと改組。行政施策から一切の特別対策を無くす取り組み、「同和」「部落」を社会的に克服する取り組みが大きく前進。

3、「特別対策」終了から15年—大阪における部落問題解決の到達点—

1) 部落問題解決とは

①封建時代の残りもの

江戸時代までの日本の社会は身分をもとにする社会でした。明治以後の日本の近代化の中でも、地域社会の中では江戸時代の賤民身分に繋がりがあるとされた一部の地域が社会的差別を受けてきました。

②現代の日本社会は

封建時代の残りものの解決とはいったいどういう状態をいうのでしょうか。それは、市民が住んでいるところや生まれたところ、先祖が何であるかなどを意識せず、つきあい暮らすことです。封建制度の身分を理由にした差別は、封建制度から遠くなるにつれてだんだん消えていきます。人間社会ですから、何日何時をもって差別は解消しましたと宣言できるようなことはあり得ません。いつのまにか、徐々に消えていくものです。

封建的残りものである部落問題が解決されれば対象となる「地域や住民」はなくなります。今の時代、丁髷をつけた武士がいないように、同じ日本人間の問題であり違いを前提にしていません。

2) 特別対策終了の理由（2002年3月 総務省地域改善対策室）

1969年から続いた特別対策事業は、2002年3月、「地対財特法」の失効により終了しました。総務省は「今後の同和行政」という文書を出し、「地対財特法の失効と特別対策の終了」を周知しました。そこでは特別対策終了の3つの理由を示しています。

①特別対策は、本来時限的なもの（これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を

取り巻く状況は大きく変化)。

②特別対策をなお続けていくことは、問題の解決に有効とは考えられない。

③人口移動が激しい状況の中で、地区・関係者に対象を限定した施策を続けることは事実上困難。

3) 特別法終了後の大阪府内の動向

①「同和」「同和地区」の呼称は

<橋下徹大阪府知事の言明(2008年5月28日付け 大阪日々新聞)>
見出し＝「同和」の呼称変える 知事、民権連らに明言
記事＝大阪府の橋下徹知事は27日、市民団体「民主主義と人権を守る府民連合(民権連)と会談し、「(同和)の呼称について差別意識を助長するという考えで一致、「変える方向で検討する」と明言した。・・橋下知事は「大阪で同和という言葉がどういうものをイメージするか固定している。名称は大阪から変えましょう」と回答。

その後一名称変更にはなりませんでしたが、大阪府は「同和」の文言は極力使用しないという立場を示し、今日まで引き継がれています。

②「特別対策」の見直し(2002年3月 法終了以後の)

- ・公共施設の見直し・廃止→広く市民交流の場に 過大な施設の解体 統廃合。
- ・公共施設から運動体の事務所すべて退去。
- ・公営住宅は公募←「同和向け公営住宅」と位置づけられた公営・改良住宅はありません。
- ・「ムラ」という言葉は使用しない←誤解や偏見を避ける、今後とも使用しない。
- ・乱脈行政の後始末 債権回収すすむ。
 - 「南大阪食肉市場」貸付金25億円(府議会の同意を得て提訴。地裁判決に基づき強制執行で差し押さえ 残額24億円)
 - 「人権金融公社」貸付金30億円(毎年9千万円ずつ返済 資産があるので返済が滞れば強制執行)
- ・大阪市人権協会の解散→納付金で不正4億3千万円 大阪市は人権協会に請求せよと最高裁判決出る。大阪市人権協会は資金が底をつき解散。
- ・「人権問題に関する府民意識調査」→「同和问题」の特別扱い撤廃。

以上、主なものに絞って紹介しましたが、各自治体ではこの間多くの見直しが行われました。

4、部落問題解決における「根幹部分」での変化

私たちの運動は乱脈行政の是正、「特別対策」の見直しを求める取り組みから、部落

問題解決における「根幹部分」（「同和・部落」がこの大阪で存在するのか）を問う取り組みへと発展しました。これは生涯を部落問題の解決に捧げ、血のにじむような努力を重ねてきた私たちにとって心からの叫びとなりました。

<大阪府>

①平成 13（2001）年度末の地対財特法の失効に伴い、特別対策事業の前提となる「地区指定」はなくなり、現在では、同和対策事業の対象としての地域及び住民は存在しません。また、府内各市町村においても、このことを承知されているものと考えております。（大阪府府民文化部人権局の回答 2015 年 12 月 10 日）

②「今、被差別部落なんてないよ」「誰が『同和地区の人』なのか、誰も説明できない」（大阪府教育委員会の回答 2015 年 1 月 21 日）

大阪府教育センターはホームページから同和教育にかかわる教材をすべて削除した。（2015 年 4 月）

「昨年も答えている『今はないよ』と指導する」「一定の地域に対して、ここが『同和地区』というものはない」と説明している。（2016 年 1 月 21 日）

③大阪府「行政データ・国勢調査を活用した実態把握」

<資料「旧同和対策事業対象地域の課題について」>

（平成 28 年 1 月 22 日 大阪府府民文化部人権局）

★現住地居住期間別世帯員数 「出生時から」対象地域 8.6% 大阪府全域 8.8%

★生活困難が集積した地域 「対象地域」の 5 倍 府民 20 万世帯 42 万人

★対象地域の住民の意識 対象地域に住んでいることを知っていても、同和問題に関係がないと思っている人もおれば、そもそも住んでいるところが対象地域であるということを知らない人もいる。

<結論>実態把握の結果及び専門委員の意見から推認できること>

- 対象地域で見られる課題の現れ方は多様であり、一括りにすることはできない。
- 対象地域と同様の課題の集中が、対象地域以外にも見られる。
- 対象地域で見られる課題は、必ずしも全てが部落差別の結果と捉えることはできない。

④対象地域における部落差別の影響の把握について（同③）

特別対策としての同和対策事業が終了した現在において、「センシティブな情報を収集する調査を実施することは困難」（土地調査について）条例により差別防止の観点から規制している行為（対象地域の調査・報告等）を規制当局である大阪府が行うことは不適切である。」

<大阪市>

1) 2016 年大阪市の回答から（一部抜粋）

①大阪市では、平成 13（2001）年度末の「地対財特法」の期限をもって、特別措置としての同和対策事業については廃止しました。

- ②平成 13（2001）年度末の「地対財特法」の失効に伴い、特別措置としての同和対策事業の前提となる「地区指定」はなくなり、現在では、同和対策事業の対象としての地域及び住民は存在しません。
- ③「同和地区」の存在を前提とした現行の条例、基本方針、推進計画、推進プランはありません。現在でも、同和対策事業の対象としての地域及び住民が存在していると受け取られかねないホームページの記述などについては、内容を確認・精査していきます。
- ④大阪市人権協会、各地域人権協会への対応はありません。また、人権協会への事業委託金はありません。

2) 大阪市人権啓発・相談センター

「平成 28 年度における相談実績」（H28.4～29.1 末まで）について

<H28 年度の実相談件数>3,530 件 内「同和問題」14 件（0.3%）

<課題別相談内容>

障がい者（1,333 27.1%）近隣（312 6.4%）女性（300 6.1%）生活（242 4.9%）

家族（239 4.9%）労働（206 4.2%）高齢者（122 2.5%）医療（105 2.1%）

子ども（41 0.8%）外国人（41 0.8%）同和問題（14 0.3%）その他（1,958 39.9%）

5、セミナー報告から（2017 年 1 月 26 日 東京で開催されたセミナーでの報告）

（生活実感を踏まえて～大阪で暮らしてきて思うこと～）

- ①生活上の格差はなくなった。しかし生活安定、高学歴等の自立階層、若者などの転出が激しく、新たな生活困難を抱える地域にもなっている。低所得者向けの公営住宅が集中した地域であることが要因と考えられる。
- ②地域に集中して建設された公共施設の見直し、廃止、建て替えが進められている。「乱脈同和」の象徴であったこれらの建物がほぼなくなった地域も生まれている。跡地には民間戸建て住宅の建設が進んでいる。
- ③地域の景観は、かつて「ここは〇〇だった」などと余計なことを言わなければ何ら分からない地域になっている。知らせる必要はまったくないし、知らせることで新たな違和感を作り出してしまう。
- ④住民自ら「部落問題」を語ることはない。そんなことは気にならないし、言うことでもない。だから学校で教えたり、行政の「啓発」や「意識調査」などで広めることは止めてほしいと思う。もし言う人があったらとしたら「そんな言わんとき」と言ってやってほしい。勿論かつての酷さ（大阪における無法・暴力・利権・不公正（逆差別）・教育の歪みなどの事実を知っている府民の批判・意識はまっとうなものであり、「差別意識」でも何でもありません。

- ⑤結婚の問題をまだ言う人がいるらしいが、これはいたずらに不安を煽るもの。結婚は誰にとっても人生で大切なこと。円満に進めばよいけれども、仮に様々な困難が起きたとしても「二人の愛情と周りの支え」で取りのけたいと思う。私の周りを見てもそんなに問題にもならないし、多少の困難はあっても乗り越えている。何も部落問題に限ったことではない。
- ⑥仕事の問題では、今、多くの若者が苦しめられている。あっちがどうの、こっちがどうのということではない、みんな同じ。大阪では若者の半分近くが非正規と言われている。まさしく今の日本の政治の責任ではないのか。
- ⑦住民は、生活は厳しいが一市民として当然の生計、生活をしている。高齢者にとっては国民健康保険料、介護保険料など高く辛い。それに何ととっても健康不安。
- ⑧地域にある公共施設には近隣の住民が多数訪れ、様々な文化活動をやっている。利用者は地元よりも近隣の人の人が多い。みんな生き生きと活動されている。垣根はない。
- ⑨いらんことを言う人は部落問題に限らずどんな問題であっても存在する。それをゼロにするなんて出来ることではない、それが人間社会。いちいち気にしていたらこの世の中生きていられない。しかし批判すべきはキチンと批判する必要があると思っただけ活動を進めている。

6、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)を考える

この法案は、昨年5月19日自・公・民議員提案で衆議院に提出されました。法律案は全体で6条という短いもので法案提出者は「これは理念法だけだから問題はない」と説明しました。突然提出されたこの法案に対しては「何故いまさら法案提出か」「ゾンビのような」「昔の無茶苦茶な同和行政・同和教育が再現されるのではないか」「ここまで地の滲むような努力をして部落問題解決の運動を進めてきたのに、それに逆行し部落差別を永久化・固定化するのではないか」などの意見が多く寄せられました。

大阪では昨年7月30日の「緊急学習会」を皮切りに、9/7、10/2、10/10はじめ地域で府民・市民対象の学習会を開きました。講師は石川元也弁護士、井上洋子弁護士、清水忠史衆議院議員、民権連の谷口正暁が務め大阪府内を巡りました。今年に入ってから4/8、6/21に民権連顧問の伊賀興一弁護士と私が講師を務めました。

学習会の中で強調されたことは、①部落差別事象は明らかに減少しつつあり新法案を必要とする立法事実はない、②行政の原則として、国民の一部をその属性(部落)などを理由に対象とする特別立法は許されない。2002年3月でこの原則を例外として施行されてきた同和特別法は終了した。国が廃止したものを議員立法で復活することなど許されない、③この法案を許せば、同和タブーの再来を招き、言論表現の自由、思想・内心の自由に対する侵害を招来しかねない、というものでした。

昨年12月9日に「部落差別解消推進法」が成立し、「罰則規定のない理念的な内容

になっているが、法は、部落差別が許されないものであることを明記し、部落差別を許さない社会を実現することを目的にしていることに大きな意義がある」と評価する意見が一部に見られますが、私たちは前日の12月8日に参議院法務委員会で決議された「法案に対する附帯決議」に注目しました。6月21日におこなった学習・討論会で伊賀興一弁護士は「法務省は条文に附帯決議を並べている。部落差別解消の到達点は衆・参議院の附帯決議に反映している。この附帯決議が法律の条文の言葉足らずを埋めた。これを合わせて読まないで法を理解することにはならない。法務省はこの法律を解釈、運用するにあたっては、衆・参議院の附帯決議なしで言うてはならないという位置付けをしている」とのべました。

1) 「法及び附帯決議」の正確な理解をすすめる

①「附帯決議」を読む

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消の推進に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

②国会審議で明らかになった内容

- ・ 部落差別を定義した条文がない
- ・ 施策は、相談、教育啓発、実態調査の3つのみ
- ・ 特別対策事業で生じた問題は繰り返さない
- ・ 地域や対象者を特定することはない
- ・ 運用や配慮事項について示した「附帯決議」が付けられている

・地域の実状に応じて取り組むとされている

③「附帯決議」は過去の審議会文書を踏まえている

「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因」「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」「その内容、手法等に配慮」など、附帯決議の指摘はこれまでの判例や特別対策当時の審議会意見具申、政府文書に基づいている。

④文部科学省の通知（平成 29 年 2 月 6 日）から抜粋

貴職におかれては本法及び附帯決議について十分了知されるとともに、本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応についてご留意願います。

⑤これまでの「同和行政」の到達点に立脚した「部落差別の解消」の推進と理解すべきもの。新たな「同和行政」「同和教育」を要求する根拠たり得ない。

2) 大阪では進められてきたこと

3つの施策について考えると、相談体制、教育啓発、実態調査のいずれも「同和」に特化した施策の必要性はなく、かえって有害であることは明らかです。

①相談体制の充実—平成 28 年度における相談実績（大阪市）を見ていただきたい。そこでは市民からの様々な相談が寄せられており、こうした多様な相談に応える相談体制の充実こそが求められています。「同和」については相談内容、相談件数から見て「その他」の項目に入れてよい時代になっています。

②教育及び啓発—教育については、別紙「学校教育での対応ガイドライン」（大阪教育文化センター）参考になります。地域の捉え方、学校教育で配慮すべき事項、求められる指導等、学校現場の先生方に示されています。

啓発に関わっては、府民の意識状況を把握することが啓発を進める基本であると大阪府の担当者は説明してきました。私たちはそれを了とはしません。なぜなら私たちは、府民の意識、内心をさぐることが行政に許されるのかという認識をもっているからです。

ここでは「人権問題に関する府民意識調査（平成 22 年 平成 27 年）の調査内容を比較して、結婚、住宅に限って「意識調査」のあり方を考えてみたいと思います。大阪府の「意識調査」もこのように変化してきました。

③実態に係る調査—「旧同和対策事業対象地域の課題について」（平成 28 年 1 月 22 日）

◆参考：対象地域における部落差別の影響の把握について（大阪府府民文化部長人権局）

- ・大阪府個人情報保護条例による個人情報の外部提供が原則禁止
- ・特別対策が終了した現在、センシティブな情報を収集する調査を実施することは困難
- ・（対象地域の調査・報告等）を、規制当局である大阪府が行うことは不適切

以上が「実態調査」に関わる大阪府の姿勢です。

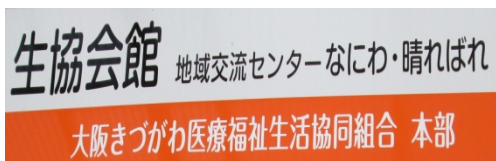
さいごに ～普通に市民として暮らす人の間に垣根をつくりますか？～

私たちは大阪で「部落問題を子や孫に背負わせない」を合言葉にこれまで頑張ってきました。大阪の会員はみな同じ思いです。そして部落問題解決に関わる運動はもういつ終わってもよい時代へと切り開いてきました。一部にまだ残された課題もありますが、それらの課題が解決の方向へ進み始めた段階で私たちの運動を終えることになると思っています。拙い報告になりましたが、最後までご静聴いただき有り難うございました。

(8月9日に行われた神奈川県「人権問題講演会」でのレジメを整理し、まとめました。レジメに添付した資料はここでは割愛しています。)

地域交流センター

「なにわ晴ればれ」開所式開かれる！



9月3日(日)午前11時から地域交流センター「なにわ・晴ればれ」の開所式が開かれました。事務所一階が改装され、浴室も設置、地域の住民の健康づくりのための「たまり場」

としてオープン。従来の班会をはじめ、手芸教室、健康体操、モーニング、お食事会、カラオケ、子ども食堂など多彩な催しが企画されています。多くの会員の参加で開所を喜び合いました。

やっとな実現！誰でも参加できます！

第4中学校区小中一貫校建設に関わる市教委説明会

日時：9月30日(土)午後2時～

会場：寝屋川市立梅が丘小学校ランチルーム(寝屋川市梅が丘2-10-1)

(問合せ先：ねやがわ教育文化センター TEL：072-828-4730)

地域住民の不安やまず説明してほしいという声を背景にやっとな説明会が開かれます。誰でも参加できる市民に開かれた説明会は初めてです。